自己診断シート (第2号様式) 必須項目解説 ~人権~

解説内容

- 01. 企業はなぜ人権対応が求められているのか
- 02. 企業は人権対応のために何が求められているのか
- 03. 企業は人権対応をどのように進めていけばよいのか
- 04. 人権に関する企業の取り組み事例
- 05. 人権教材や講師派遣に関する参考情報



01. 企業はなぜ人権対応が求められているのか



人権 方針



人権とは

すべての人が生まれながらにして持つ権利

ビジネスと人権とは

ビジネス活動において人権侵害は起こり得るものであり、 企業の基本的責任として、人権を尊重する責任注がある

注)自社の事業活動が影響を及ぼす範囲における責任として位置付けられている

規模・業種等に関係なく、 全ての企業が満たすべき 基本的責任

<u>人権に取り組むことで得られるメリット</u>

①ビジネス上のリスク軽減

放っておくと、オペレーションリスク(人材流出等)、法務リスク(訴訟、行政罰等)、評判リスク(不買運動、 SNSでの炎上等)、財務リスク(株価下落、ダイベストメント)といった経営リスクに繋がる可能性がある。

②長期的な企業価値の向上

消費者、投資家・金融機関、求職者、関連企業などからのイメージアップに繋がる。

02. 企業は人権対応のために何が求められているのか





企業活動に伴う人権リスクの特定

自社内だけでなく、取引先、社会(顧客・消費者、地域住民)まで広げて、 自社が影響を及ぼす人権リスクを挙げてみましょう。

表現の自由

賃金の不足・未払い 強制的な労働

労働安全衛生

過剰・不当な労働時間

マタハラ・ケアハラ

パワハラ・セクハラ

救済ヘアクセスする権利

ジェンダーに関する人権問題

結社の自由

居住移転の自由

外国人労働者の権利

知的財産権

賄賂•腐敗

サプライチェーン上の人権問題

プライバシーの権利

社会保障を受ける権利

消費者の安全と知る権利

環境・気候変動に関する人権問題

差別

テクノロジー・AIに関する 人権問題

先住民族・地域住民の権利

児童労働

自社

取引先

社会(顧客・消費者、地域住民)

03. 企業は人権対応をどのように進めていけばよいのか



①人権方針の策定 (経営トップによる支持)

認証制度では、経営トップが【人権宣言書】の内容を理解し、 人権リスクの対応に取り組むことを支持・宣言することを求めています。 (注:必要に応じて自社のフォーマットに変更しても構いませんが、 下記の3点が反映されていることをご確認ください。)

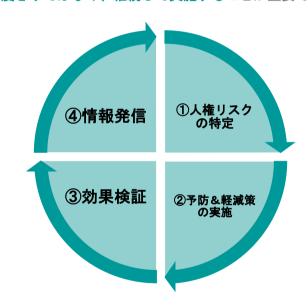
【人権官言書】

- 我が社は、企業の基本的責任として、国際的に認められた 人権を尊重する責任があることを宣言します。 また、自らが人権侵害に加担しないよう、人権配慮への取 組を従業員に対して周知するとともに、取引先及び製品サ ービス等に直接関与する関係者に対して、人権侵害に加担 することが無いよう協力を求めていきます(人権方針)。
- 我が社は、自社の事業活動が影響を及ぼす範囲において、 人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、是正する ことに責任を持つことを宣言します (人権デュー・デリジェンス)。
- 我が社は、人権相談や苦情受付に関する窓口を設置する ことを宣言します(救済メカニズム)。

企業名: 代表者氏名:

②人権方針の実施・改善サイクル (人権デュー・デリジェンス)

人権デュー・ディリジェンスのプロセスは、 一度きりではなく、継続して実施することが重要です。



デュー・ディリジェンスとは?

自社の事業活動や自社製品を通して、①人権に与える負の影響を特定し、②人権へ の悪影響を予防あるいは軽減する対策を講じる、また、③その対策の実行性を検証し、

④外部に対して自らの取組を公表すること。これら一連のプロセスを指します。

04. 人権に関する企業の取り組み事例





評価指標の自己診断で 第三段階(対応・対策について検討している) と答えた場合の回答例

評価項目	不十分な事例	良い事例	
人権に関する 方針の策定・公開	社内で発生し得るハラスメント を洗い出した。	法務省が提供している26の人権項目の資料を見て、「 <mark>発生可能性</mark> 」と「起きた時の深刻度」の 二軸でマッピングして、重要課題を明らかにした。	
		また、自社で重要課題を特定したのちに、人権に関する専門家やステークホルダーなどの外部の意見 を聞き入れる機会を設けることを検討している。	
人権教育に対する 具体的な取り組み の実施	人権宣言書に署名したことを 社内のメンバーに朝礼で伝えた り、担当の社員が社内メールで 全社員に通知することを検討し	社内ワークショップを開き、自社の活動が人権に影響を及ぼす可能性があることを社員に知ってもらうとともに、特定の人権リスクに対して「なぜ」自社で取り組む必要があるか社員全員で考える機会を設けることを検討している。	
	ている。 自社の人権方針と関連する分野 のセミナー開催を検討している。	外部の専門家の意見を聞き、自社の人権リスクについて重要な課題を特定し、その課題を解決するための人権デュー・デリジェンスの仕組みの構築を検討している。	

05. 人権教材や講師派遣に関する参考情報





提供元	内容	URL
	企業の要望に応じた講師派遣	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken0 4 00188.html
法務省	人権啓発教材のダウンロード	
	人権に関する自己診断	
厚生労働省 あかるい職場応援団	管理職、人事担当のためのハラスメント対応	https://www.no-harassment.mhlw.go.jp
北九州市	啓発動画、ビデオの紹介と貸出	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho- huku/ho-jinken.html
4676711113	専門の相談員による人権相談	
福岡県法務局	県内各地域の人権擁護委員協議会による活動事例	https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/keihatsu
人権教育啓発 推進センター	(中小企業庁委託事業)CSRと人権セミナー	www.jinken.or.jp/archives/10699
福岡県人権啓発	人権のテーマごとに福岡県民の意識やその項目の解説を してくれる人権気づきシート	https://www.fukuokaken-jinken.or.jp
情報センター	講演会、講座・セミナーに関する情報提供	